

産業廃棄物収集運搬業許可証

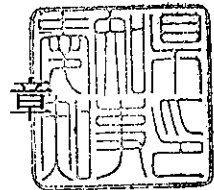
住 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏 名 松田産業 株式会社
代表取締役 松田 芳明 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀



許可の年月日 令和 元 (2019) 年 9月12日
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 6月19日

複写禁止

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

紙くず、木くず

以上 2品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

豊明市新田町大割32番1号

(2) 面積

781m² (保管面積 59.36m²)

(3) 産業廃棄物の種類

許可番号第 02310000192 号

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

88.27 m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 4年 6月20日 新規許可

平成 9年 6月19日 更新許可

平成14年 6月20日 更新許可

平成19年 7月 6日 更新許可

平成24年 6月20日 更新許可（優良認定）

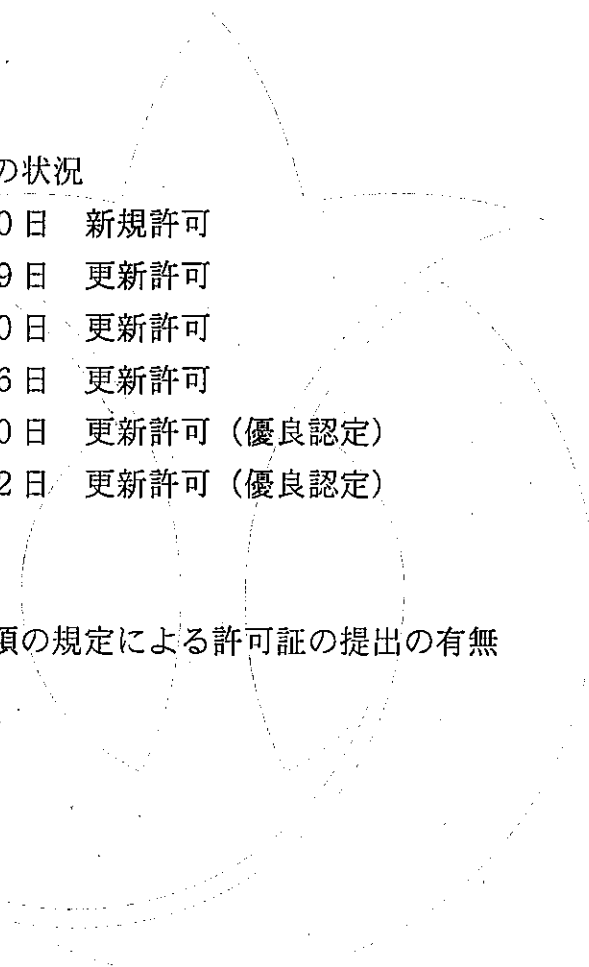
令和 元年 9月12日 更新許可（優良認定）

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

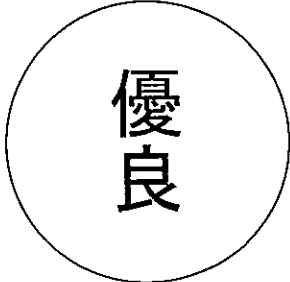
有 ・ 無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

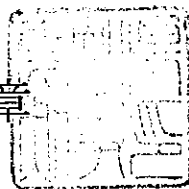
住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業 株式会社
代表取締役 松田 芳明 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年 4月16日
許可の有効年月日 令和 9 (2027) 年 4月15日

複写禁止

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

特定有害廃PCB等、特定有害PCB汚染物、特定有害廃水銀等、特定有害廃アルカリ（ダイオキシン類を含むもの）

以上 4品目

(2) 積替え、保管を含む。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、

砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサンを含むもの)

以上 84品目

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

豊明市新田町大割32番1

(2) 面積

781m² (保管面積 42m²)

(3) 特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの)、特定有害汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサンを含むもの)、特定有害廃酸(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサンを含むもの)、特定有害廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサンを含むもの)

(4) 保管上限

34.50m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

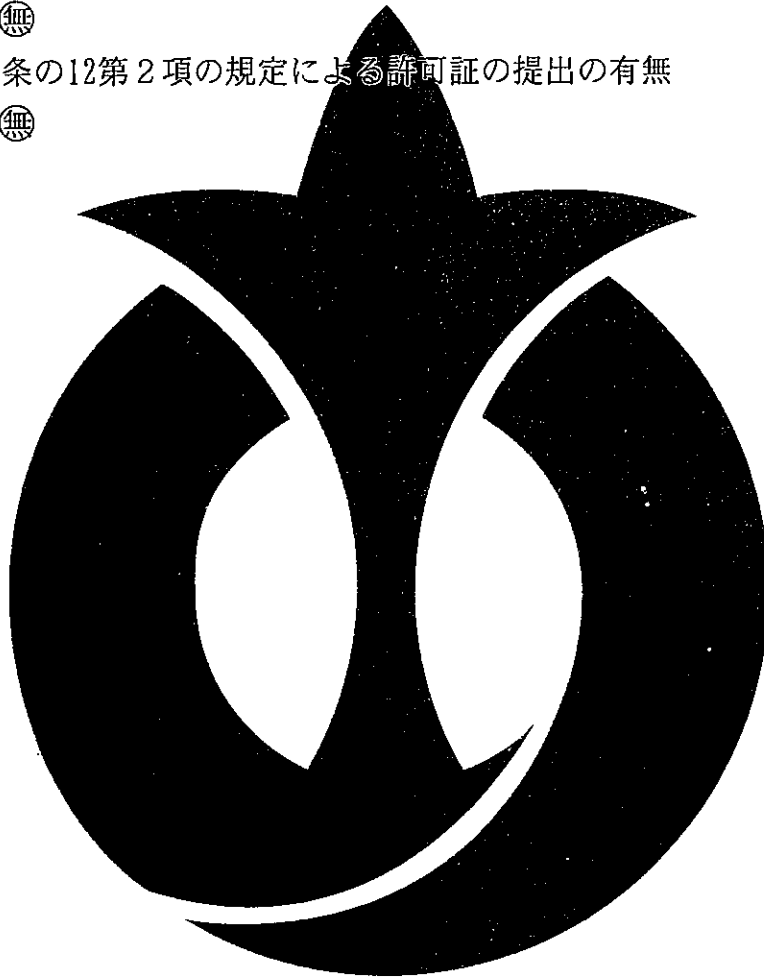
平成 5年 4月16日 新規許可
平成10年 4月16日 更新許可
平成15年 4月16日 更新許可
平成20年 4月16日 更新許可
平成25年 4月24日 更新許可 (優良認定)
令和 2年 4月16日 更新許可 (優良認定)
令和 2年 6月 1日 再発行

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



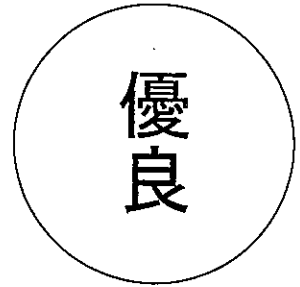


許可番号第 02320000192 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

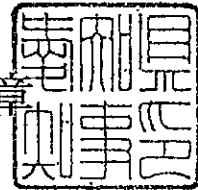
氏 名 松田産業 株式会社
代表取締役 松田 芳明 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

複写禁止

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 平成25年 4月25日
許可の有効年月日 平成32年 4月15日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (中和、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 中和

廃酸、廃アルカリ

以上 2品目

イ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3品目

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 中和施設

ア 設置場所

豊明市新田町大割32番1号

イ 設置年月日

平成5年3月3日

ウ 処理能力

廃酸

廃アルカリ

複写禁止 30m3/日
30m3/日

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 破碎施設

ア 設置場所

豊明市新田町大割32番1号

イ 設置年月日

平成12年1月17日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	0.768t/日 (0.096t/時間)
金属くず（自動車等破碎物を除く。）	1.728t/日 (0.216t/時間)
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	4.344t/日 (0.543t/時間)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年	4月16日	新規許可
平成10年	4月16日	更新許可
平成15年	4月16日	更新許可
平成20年	4月16日	更新許可
平成25年	4月25日	更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無